

【19用 語】

【深厚…しんこう】恩徳の深く厚いこと

【宿縁…しゆくえん】「すくえん」とも読む。前世の

因縁、ゆかり、関係

【何方…いずかた】どちらの方向、どなた

【二念…にねん】二つの考え、他の思い・考え

【去状…さりじょう】夫から妻に宛てた縁切り状、

離縁状のこと

【19解 説】

江戸時代、庶民が離婚する際には幕府の法令によつて一般に夫から妻へ離縁状を渡すことが必要とされた。その文面は三行半に書かれることが多かったので、離縁状は俗に「みくだりはん」とも呼ばれた。上州（群馬県）における特徴的な離縁状として、新田郡徳川郷（現、太田市）の縁切り寺満徳寺に駆け込んだ妻に渡されたものが知られている。その本文は「深厚之宿縁浅薄之事」と書かれ、この文言をまねた離縁状が数多くあることから、これを「満徳寺離縁状」という。

本文書の書き出しも「深厚宿縁薄」で始まっており、「満徳寺離縁状」の書式を模したものと思われる。その内容は深く厚い前世の因縁がたまたま薄かったのが理由で離婚することになったが、その責任は夫婦何れにもないことを記している。そして今後、あらためて妻が他の者と縁組みしても差し障りがないことを表明していることから、離縁状は再婚許可証としての効力もあつたことがうかがえる。